

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の分布

松江市は、古代から近世・近現代に至るまで一貫して出雲地方の政治・経済・文化の中心として発展してきた。松江市の歴史的風致は、人類がこの地で生活を始めてから江戸時代を経て今日まで、連綿と受け継がれてきた文化財をはじめ、歴史的建造物やまちなみ、そこを舞台とした人々の暮らし、祭礼、伝統的な工芸や文化が一体となって形成された良好な環境である。また、広い市域のなかでは、それぞれの地域性によって特色のある風致となっており、第2章において、古代「出雲」と近世「松江」の時代をとりあげ、合計9つの歴史的風致を設定している。

（1）古代「出雲」に見られる歴史的風致

①出雲国府跡周辺に見られる歴史的風致

『出雲国風土記』（733）に「神名樋野」と記載された茶臼山の裾に広がる意宇平野^{いずのへい}には古代の出雲国府跡や中世の出雲府中跡などの遺跡群が存在し、意宇六社^{いずのろくしゃ}と呼ばれる神社には出雲国造家に縁のある祭礼が受け継がれている。

②神在祭と佐陀神能に見られる歴史的風致

出雲地方では毎年旧暦の10月を「神在月^{かみありづき}」と呼び、鹿島町の佐太神社^{さだかみ}では、古式ゆかしく「神在祭」が行われるほか、出雲神楽の源流となった「佐陀神能^{さだしんのう}」が受け継がれている。

③美保関のみなと文化に見られる歴史的風致

美保関地区には、美保神社を中心に中世以降海運で栄えたまちなみが良く残っており、国譲り神話に因んだ祭礼が受け継がれている。

（2）近世「松江」に見られる歴史的風致

①ホーランエンヤに見られる歴史的風致

ホーランエンヤは、松江城山稻荷神社の神霊を船で阿太加夜神社へ運び豊作や繁栄を祈願して還ってくる式年神幸祭^{しきねんしんこうさい}で、權伝馬船^{かいでんません}の上で繰り広げられる權伝馬踊りは五大地と呼ばれる5つの地区で受け継がれている。

②鑿行列に見られる歴史的風致

鑿行列は正月の左義長行事にルーツを持つ伝統行事で、毎年秋には旧城下町

の各町内・団体が行列をなして鑿を叩きながら歴史的まちなみを練り歩き城下ならではの風情を伝えている。

③茶の湯文化に見られる歴史的風致

松江藩松平家7代藩主治郷（不昧）の時代に基礎が築かれた茶の湯文化は、市民の生活文化として浸透しており、不昧ゆかりの茶室は今も大切に保存され、焼き物や和菓子などの伝統工芸・文化と一体となって歴史的風致を伝えている。

④堀川に見られる歴史的風致

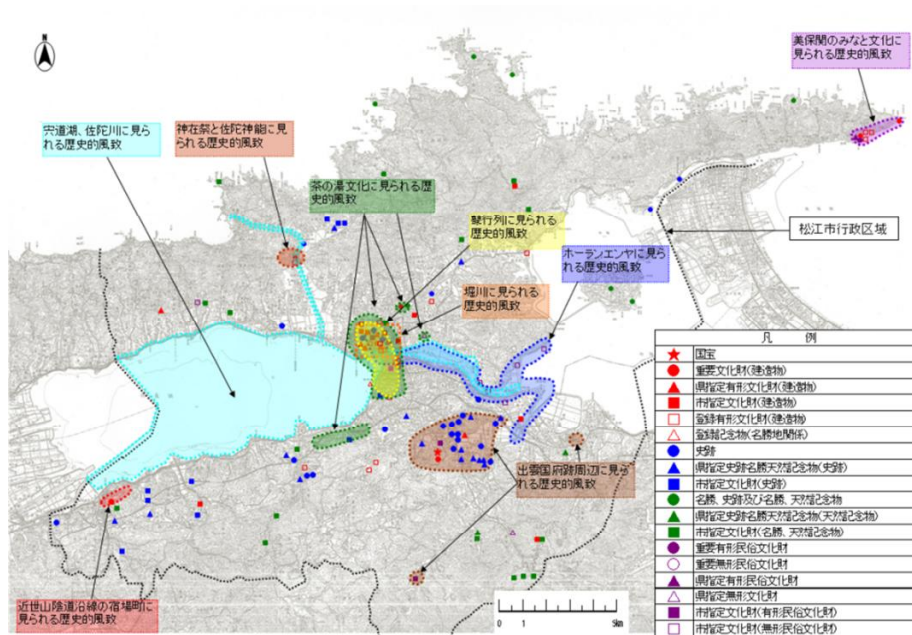
松江城の築城時につくられた「堀川」は、江戸時代から水運の要として機能し、堀端では水運を利用した産業や人々の生活が営まれ、現在も残る酒造蔵や染物屋、橋梁や石段は城下町の風情を伝えている。

⑤近世山陰道沿線の宿場町に見られる歴史的風致

宍道町に残る近世山陰道沿線には、江戸時代に本陣とされた木幡家住宅と当時の宿場町の町割が残っており、毎年7月には蓮華祭の神輿行列が練り歩いて、かつての宿場町の繁栄をしのばせている。

⑥宍道湖、佐陀川に見られる歴史的風致

宍道湖と江戸時代に開削された佐陀川は、水運と豊かな水産資源によって人々の暮らしを支えてきた。四季折々の美しい自然が人々の親しみの場となり、伝統産業であるシジミ漁の風景は、昔ながらの松江の面影を伝え続けている。



松江の歴史的風致分布図

2. 重点区域設定の考え方

本計画における重点区域は、国指定文化財を中心とした文化財や伝統的なまちなみなどの歴史的建造物が集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が今も展開され、それらが一体となって松江市の風情を醸し出して良好な環境を形成している範囲とする。

松江市内における歴史的風致の分布状況を見ると、「古代出雲の風情」を醸し出すエリアは、茶臼山を中心とした意宇平野で、出雲国造家に縁のある神社とそこに伝わる祭礼が伝わるエリアに色濃く見られる。また、神話の国出雲を象徴する歴史的風致は、神在祭や佐陀神能が伝わる佐太神社周辺と、国譲り神話に因んだ祭礼が伝わる美保神社周辺のエリアに色濃く見られる。

一方、「近世松江の風情」を醸し出すエリアは、城下町の堀割や町割が残るなかで茶の湯文化、ホーランエンヤや鑿行列などの祭礼が行われる松江城を中心としたエリアに色濃く見られるほか、江戸時代に整備された近世山陰道沿線の宿場町の風情は、本陣として使われた木幡家住宅周辺に見られる。

これらの歴史的風致はこれまでも文化財保護法に基づく保護措置や、都市計画法による規制、景観計画による良好な景観の誘導により維持向上を図ってきているが、一部では、指定文化財以外の歴史的建造物の老朽化や滅失、空き家や空地の増加によるまちなみの不連続や景観の悪化、人口減少による祭礼の維持困難性などの状況も見られる。

このため、本計画では、これらの課題を解決するとともに、今ある歴史的風致を高め、次世代に継承し、かつ観光振興にも繋げていくことの必要性を鑑み、「旧城下町エリア」「国府跡周辺エリア」「美保関エリア」「鹿島エリア」「宍道エリア」の5つを重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図るための施策に取り組んでいくこととする。

第1期計画の最終評価を踏まえて、重点区域の範囲の必要な見直しを図りながら、建造物や活動の維持、発展に寄与する施策を重点的に展開することで歴史的風致の効果的な維持向上を図る。

なお、重点区域は今後、本計画を推進することで松江の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲に追加・変更が生じた場合には随時見直すものとする。

エリアごとの取り組み内容は以下の通りである。

（1）旧城下町エリア

第1期計画では、ホーランエンヤ伝承館の整備をはじめ、国指定文化財等の保存修理、歴史的風致形成建造物の維持保全、まち歩きルートの歩道整備、道路美装化、橋梁の修復などにより歴史的風致の維持向上に努めた。

第2期計画では、第1期計画期間中に菅田庵及び向月亭(重要文化財(建造物))の保存修理工事が完了し一般公開が可能となったことから、重点区域を当該文化財を含む範囲まで拡大し、「茶の湯文化に見られる歴史的風致」の更なる維持向上に取り組む。そのほか、文化財や歴史的建造物の保存・活用、周辺環境の整備、伝統行事等の伝統文化の継承、まち歩き観光の充実などの施策を通して、歴史的風致の維持向上を図っていく。

(2) 国府跡周辺エリア

第1期計画では、神魂神社の防災施設改修と真名井神社の参道整備により歴史的風致を形成する神社の維持保全と周辺環境の向上に努めた。また史跡出雲国分寺跡の発掘調査により将来的な保存・復元等に向けた準備を進めた。第2期計画では、引き続き意宇平野を中心としたエリアを重点区域に設定し、これまでの調査結果を最先端映像技術などを用いて広く情報発信しながら、意宇六社とそれにまつわる祭礼等を保全継承し歴史的風致の維持向上を図っていく。

(3) 美保関エリア

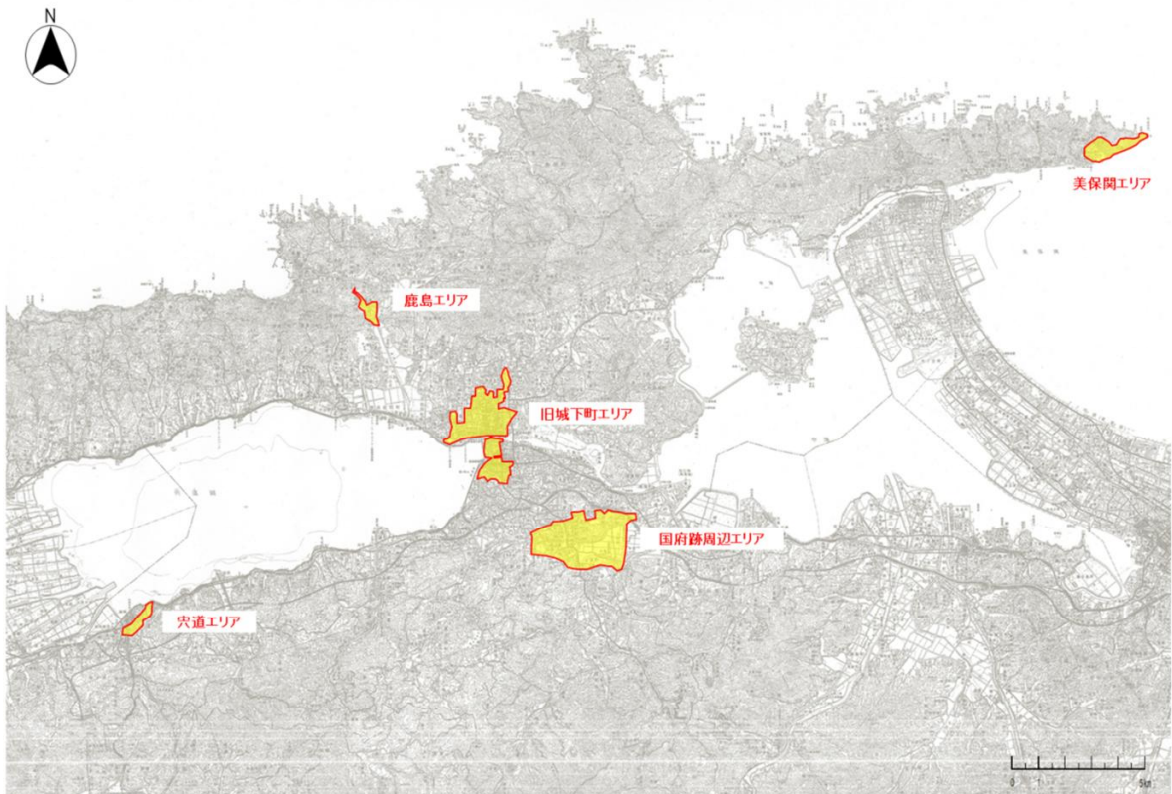
第1期計画では、海運で栄えた美保関を象徴する建造物である美保関灯台旧吏員退息所(登録有形文化財)と弁天波止場常夜燈(第1期計画 歴史的風致形成建造物)を改修し、港まち風情の維持向上に努めた。第2期計画では、引き続き美保神社を中核としたエリアを重点区域として設定し、建造物の老朽化や空き家の増加等の課題に対応するため、連続性のある歴史的まちなみ形成や住環境の改善等により歴史的風致の維持向上を図っていく。

(4) 鹿島エリア

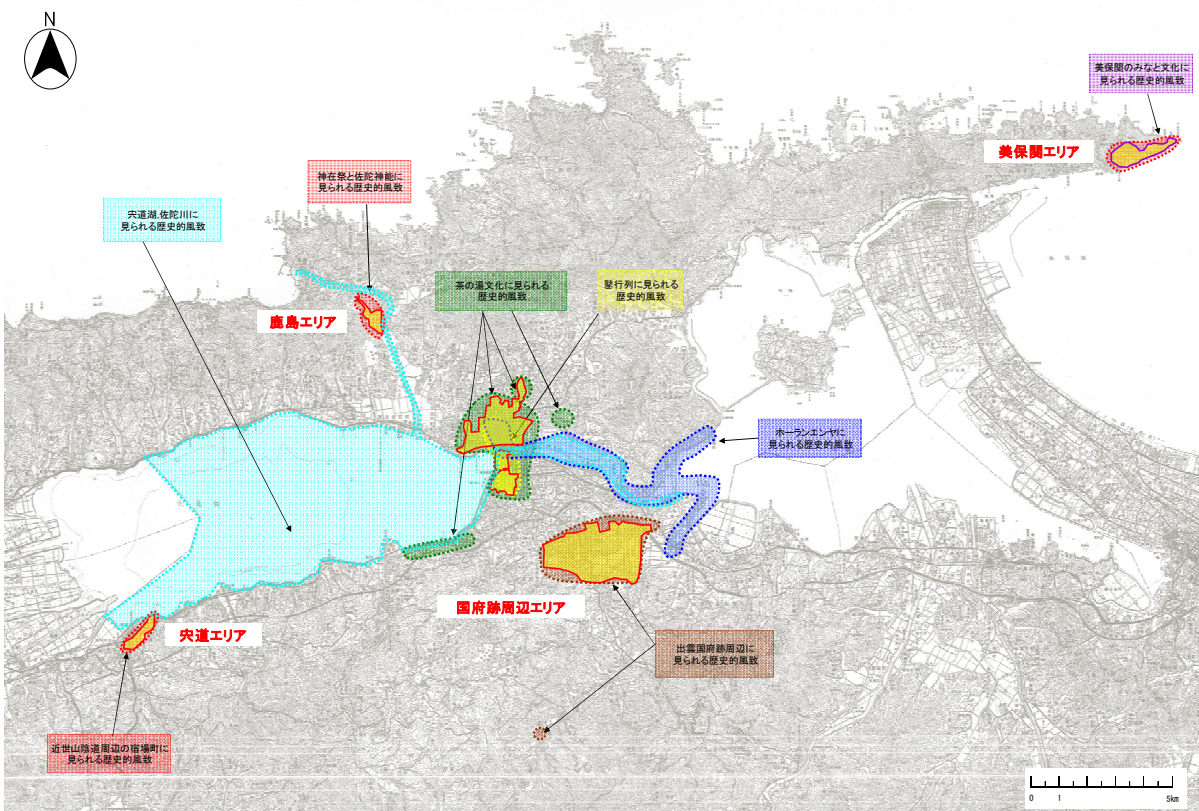
第1期計画では、神在祭と佐陀神能の中心的な舞台となる佐太神社(正中殿・北殿・南殿)(重要文化財(建造物))の保存修理と、その参道及び参道周辺的美装化により神事にふさわしい荘厳な風情の形成を図った。第2期計画では、引き続き佐太神社を中核としたエリアを重点区域として設定し、佐陀神能の民俗文化財調査を踏まえた用具整備などにより、佐陀神能の高質化を図り、伝統行事や民俗芸能の価値を一層広めることで歴史的風致の維持向上を図っていく。

(5) 宍道エリア

第1期計画では、近世山陰道宿場町の本陣宿であった木幡家住宅(重要文化財(建造物))の保存修理に着手した。また、近世山陰道沿いに存在する歴史的建造物の悉皆調査によって歴史資源の掘り起こしを行った。第2期計画では、引き続き旧宿場町一帯を重点区域として設定し、文化財を含む歴史的建造物の保全継承と、伝統行事である蓮華祭が行われる環境を維持整備することで住民活動を促進し歴史的風致の維持向上を図っていく。



重点地区位置図



歴史的風致と重点区域の関係図

3. 重点区域の位置及び区域

(1) 旧城下町エリア（402ha）

①重点区域の位置

旧城下町エリアは、松江城を中心として江戸時代に形成された堀割や道筋、町割やまちなみが今も良く残っており、寺社建築や武家屋敷、茶室などの歴史的な建造物が集中している。

また、伝統文化として江戸時代に盛んになった茶の湯文化が今も息づいており、伝統的な人々の活動としては城山稻荷神社の式年神幸祭であるホーランエンヤや、左吉兆行事をルーツとした鬘行列が歴史的な道筋を通して今も繰り返されている。

このため、旧城下町エリアは江戸時代に形成された城下町の範囲を基本として設定する。

②重点区域の区域

重点区域の区域は、絵図資料で確認できる城下町の範囲を基本とし、区域周辺の景観を保全するために必要な緑地を含めた範囲とする。具体的には以下の区域に拠って重点区域を定める。

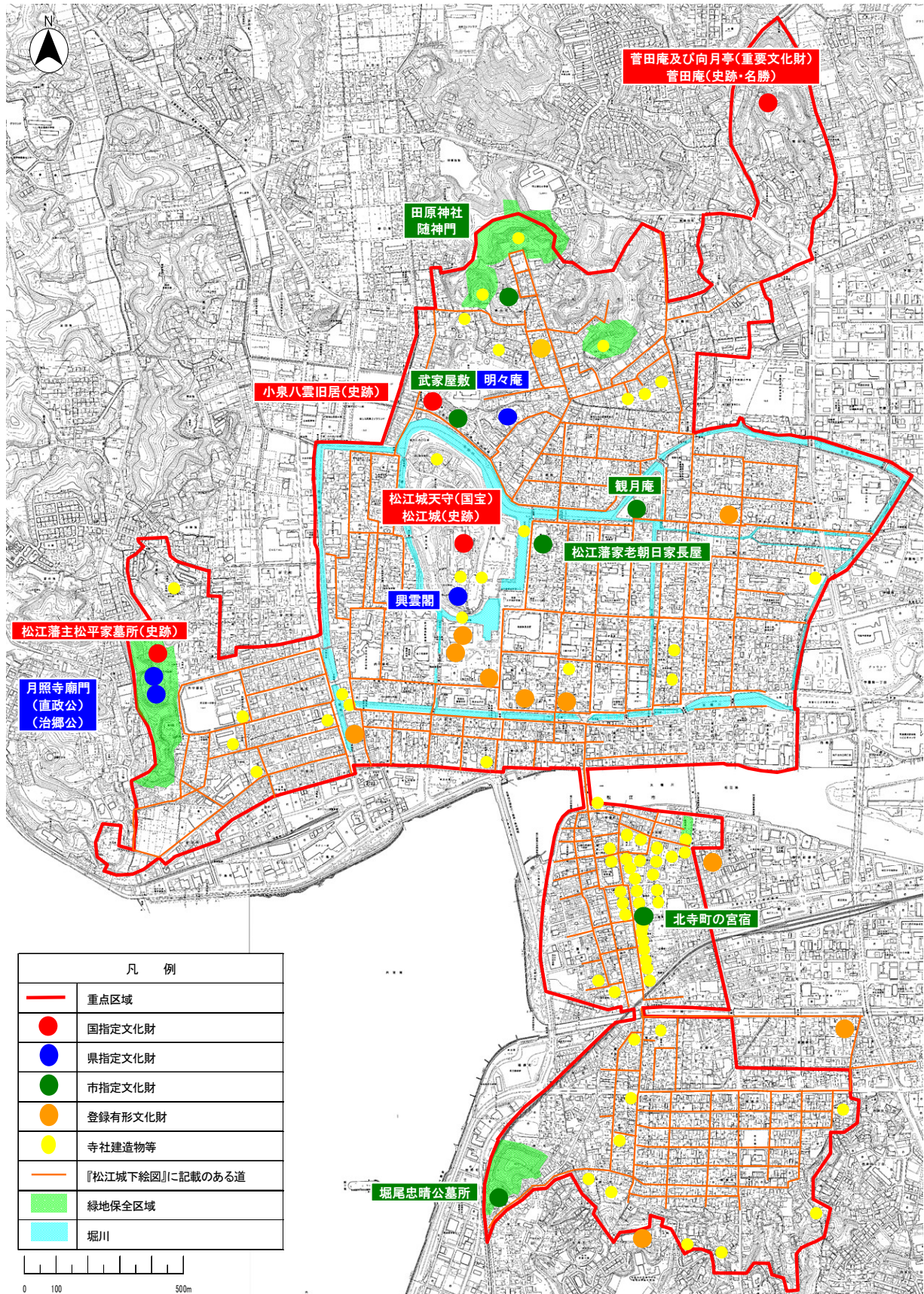
- ア) 築城後約130年経過し、雑賀町の町割も出来て城下町が完成した姿を表す『松江城下絵図』（延享年間1744～1747年）に見られる城下町の範囲。
- イ) 国、県、市の指定文化財及び社寺建築など歴史的風致を形成する歴史的建造物、絵図にも見られる堀割、道筋が現在も残る区域を包含する範囲。
- ウ) 松江市景観計画で、景観計画重点区域に指定されている「伝統美観保存区域（塩見縄手地区、普門院外濠地区、城山内濠地区）」、「北堀町景観形成区域」、「清光院下景観形成区域」、「北殿町惣門橋通り景観形成区域」、「石橋一区景観形成区域」「内中原町景観形成区域」を含む範囲。景観計画に定める景観重要公共施設、景観重要建造物・樹木を含む範囲。宍道湖景観形成区域、景観眺望地（松江城天守）からの景観形成基準が適用される範囲の一部を含む範囲。
- エ) 緑地保全区域のうち「千手院緑地保全区域」、「売布神社緑地保全区域」、「万寿寺・桐岳寺緑地保全区域」、「円成寺緑地保全区域」、「月照寺・清光院・愛宕神社緑地保全区域」を含む範囲。

なお、重点区域の境界の設定は、範囲を明確にするために、道路、水路等の地形地物に拠ることを基本とするが、それらに拠れない場合は町界線等に拠って定める。

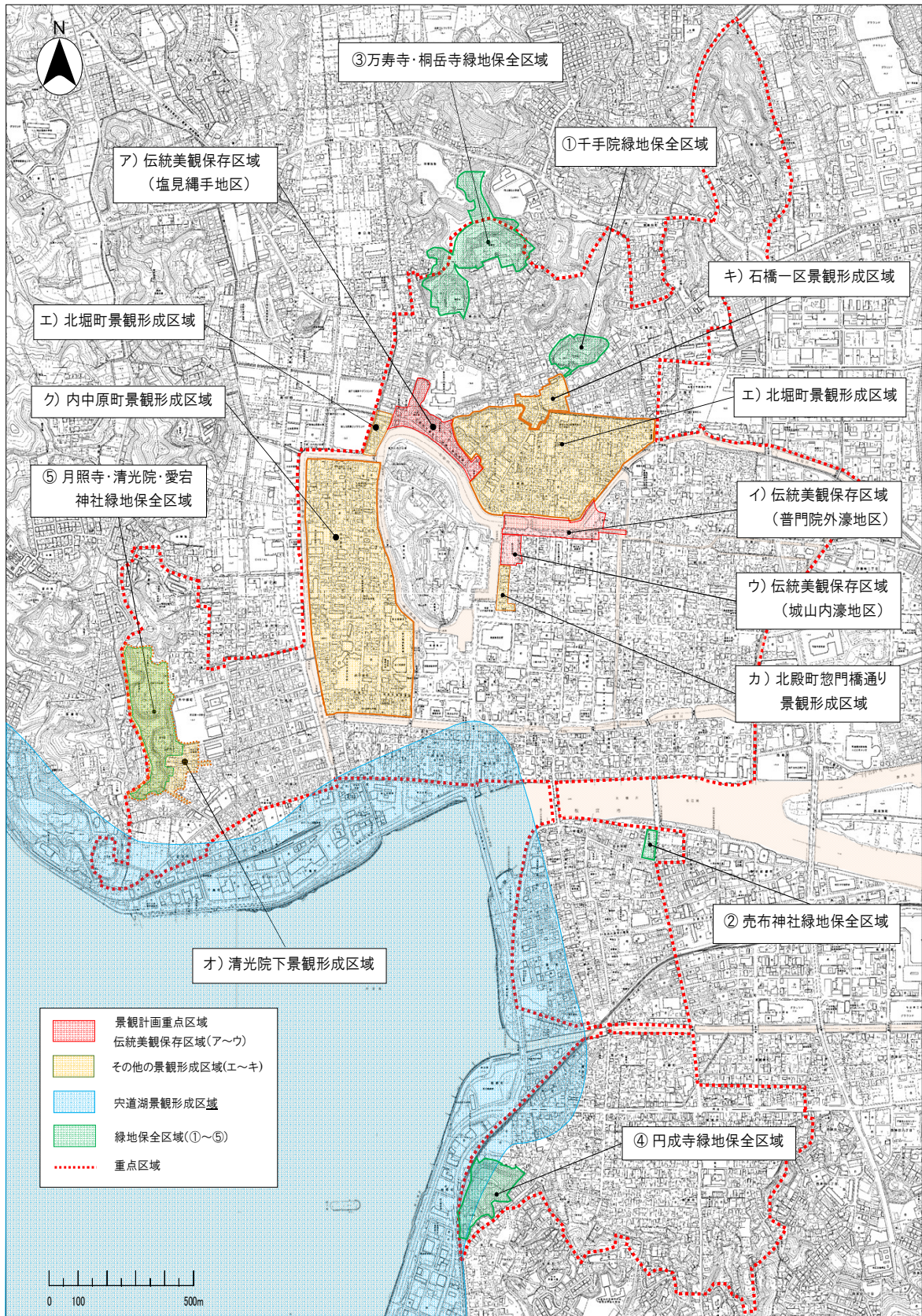


松江城下絵図(延享年間 1744~1747)島根県立図書館所蔵

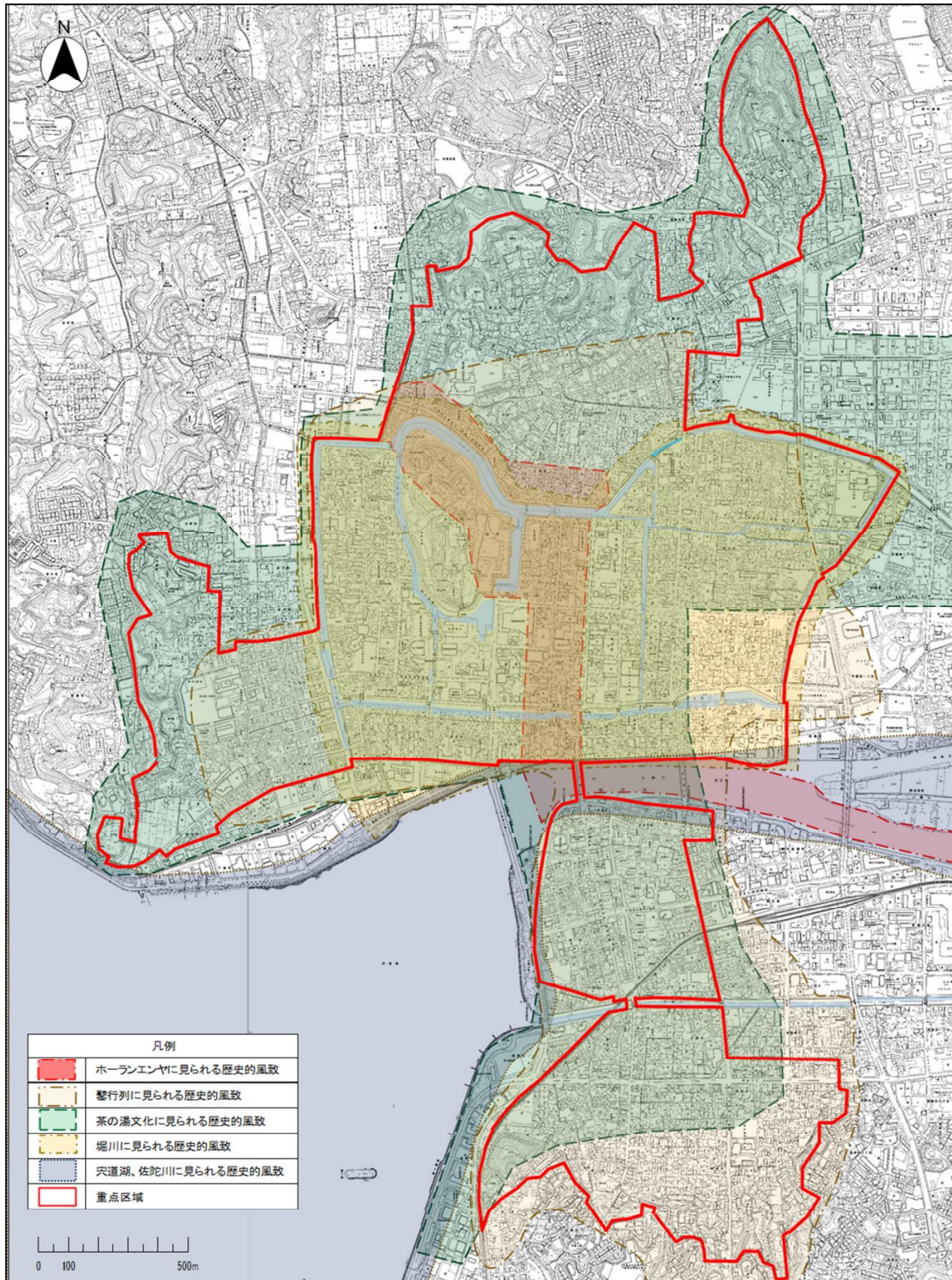
※朱線は重点区域範囲



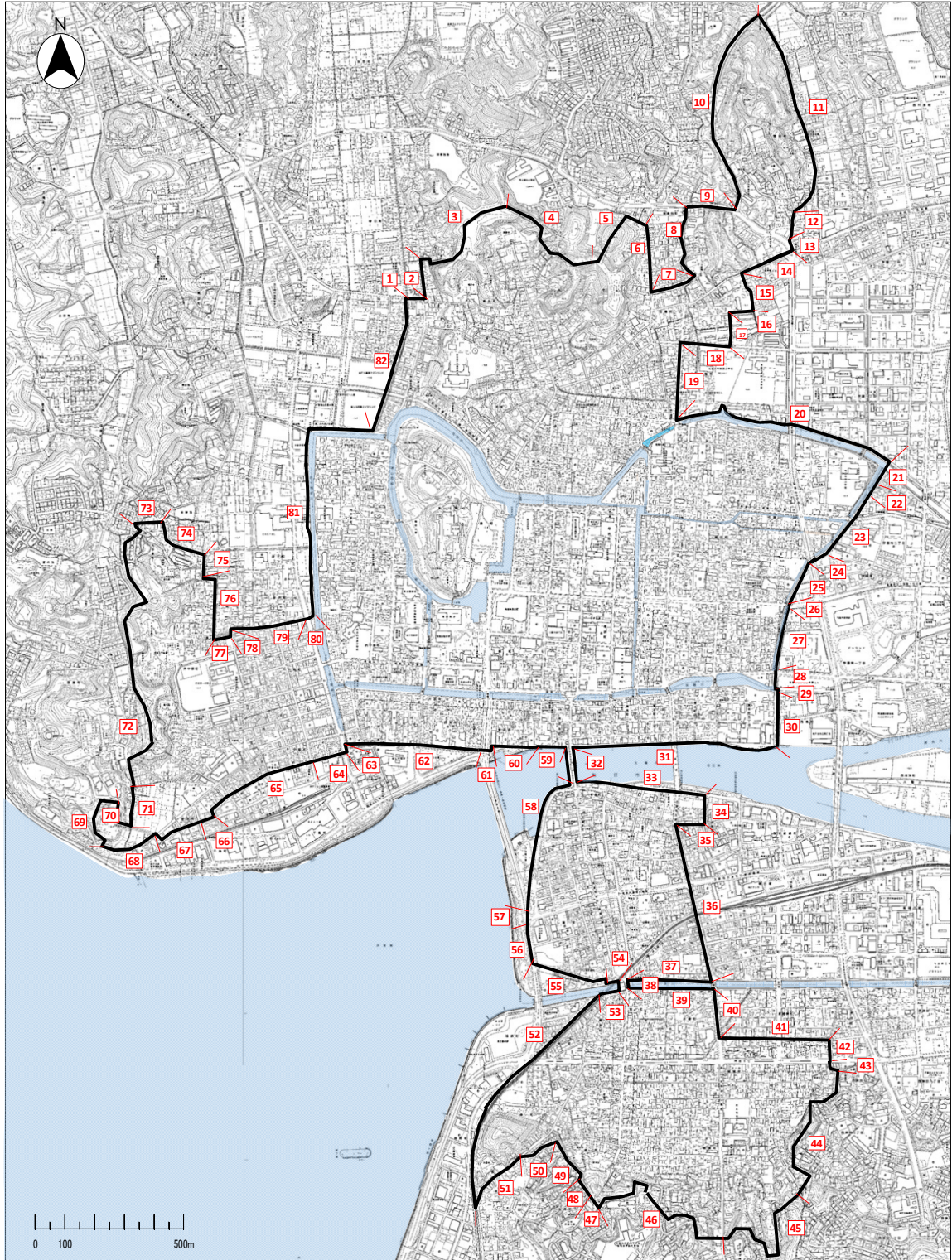
旧城下町エリア重点区域



景観計画重点区域、緑地保全区域と重点区域の関係



歴史的風致の範囲と重点区域の位置



重点区域の境界

1	市道西原春日線	31	大橋川	61	主要地方道松江鹿島美保関線
2	西原法吉線	32	松江大橋	62	市道市庁舎北線
3	奥谷町と春日町との町界	33	市道松江港線	63	県道北松江停車場恵曇線
4	奥谷町と東奥谷町との町界	34	市道伊勢宮5号線	64	市道千鳥18号線
5	石橋町と東奥谷町との町界	35	市道伊勢宮御手船場線	65	市道千鳥16号線
6	市道石橋白鹿谷線	36	主要地方道松江島根線	66	市道千鳥15号線
7	市道東奥谷南区6号線	37	天神川	67	市道千鳥10号線
8	市道石橋東奥谷線	38	天神橋	68	市道千鳥8号線
9	市道菅田比津線	39	天神川	69	堂形町と国屋町との町界
10	市道菅田北陵線	40	主要地方道松江島根線	70	市道天倫寺南平台線
11	市道菅田池線	41	雑賀町と新雑賀町との町界	71	市道愛宕脇5号線
12	市道宮の前3号線	42	市道界橋通線	72	外中原町と国屋町との町界
13	市道菅田比津線	43	雑賀町と津田町との町界	73	市道舎人坂1号線
14	主要地方道松江島根線	44	雑賀町と西津田7丁目との町界	74	市道砂子浜佐田線
15	石橋町と菅田町との町界	45	雑賀町と上乃木5丁目との町界	75	市道外中原6号線
16	石橋町と大輪町との町界	46	雑賀町と上乃木1丁目との町界	76	鷹匠町と砂子町との町界
17	市道石橋大輪線	47	雑賀町と松尾町との町界	77	市道外中原5号線
18	市道大輪菅田線	48	新町と松尾町との町界	78	市道砂子3号線
19	国道431号線	49	市道松尾町廻線	79	市道砂子1号線
20	北田川	50	市道栄新町線	80	主要地方道松江鹿島美保関線
21	田町川	51	主要地方道松江木次線	81	四十間堀川
22	市道北部区画10号線	52	JR山陰本線	82	北田川
23	市道北部区画11号線	53	市道幸町天神橋線		
24	国道485号線	54	天神川		
25	市道北部区画18号線	55	市道天神灘町3号線		
26	県道本庄福富松江線	56	主要地方道松江鹿島美保関線		
27	市道北部区画29号線	57	県道宍道湖公園線		
28	市道南田大橋川線	58	市道松江港線		
29	東橋	59	大橋川		
30	向島川	60	市道東茶町湖測線		

重点区域の境界の説明

（2）国府跡周辺エリア（658.1ha）

①重点区域の位置

国府跡周辺エリアは、茶臼山の裾に広がる意宇平野に奈良時代に置かれた出雲国府を中心として条里制が良く残るほか、『出雲国風土記』（733）に記載のある建造物や登場地に比定される遺跡や、国府が置かれる背景ともなった豪族の存在を示す古墳なども集中している。また出雲国造家に縁の深い神社もあり、現在でも祭礼が受け継がれている。

このため、国府跡周辺エリアは古墳時代後期から奈良時代にかけての遺跡群や神社を含む範囲を基本として設定する。

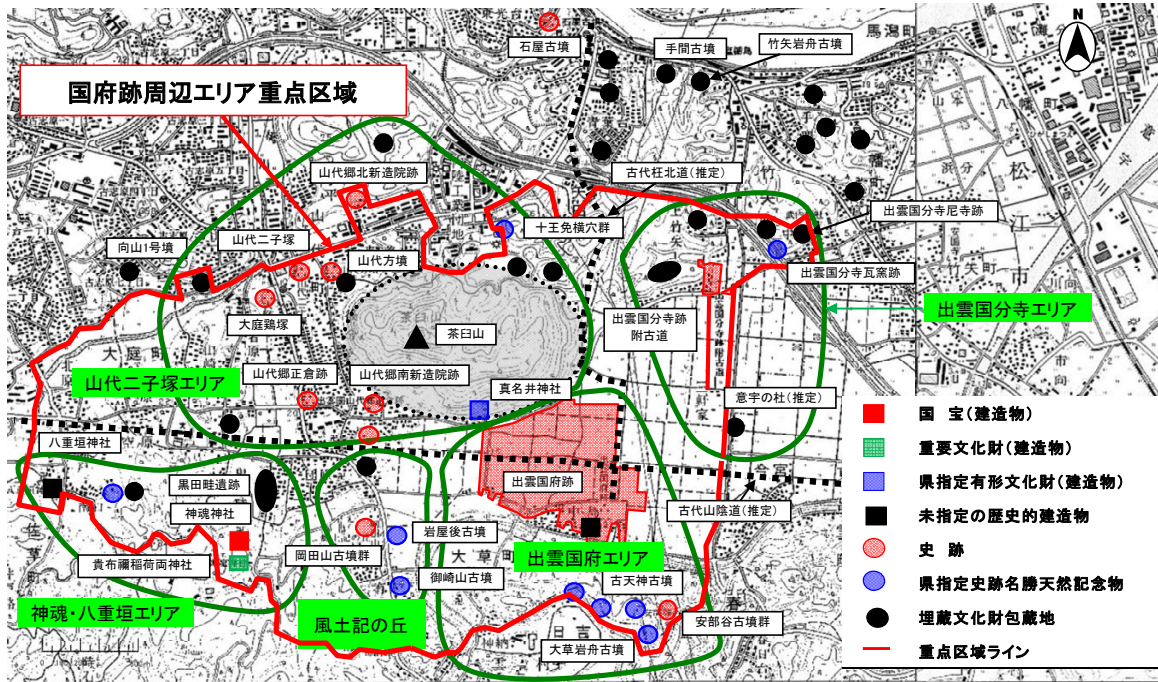
②重点区域の区域

重点区域の区域は、意宇平野を中心として、指定文化財や古代遺跡が存在し、「八雲立つ風土記の丘」地内と整合する範囲とする。具体的には以下の区域に拠って重点区域を定める。

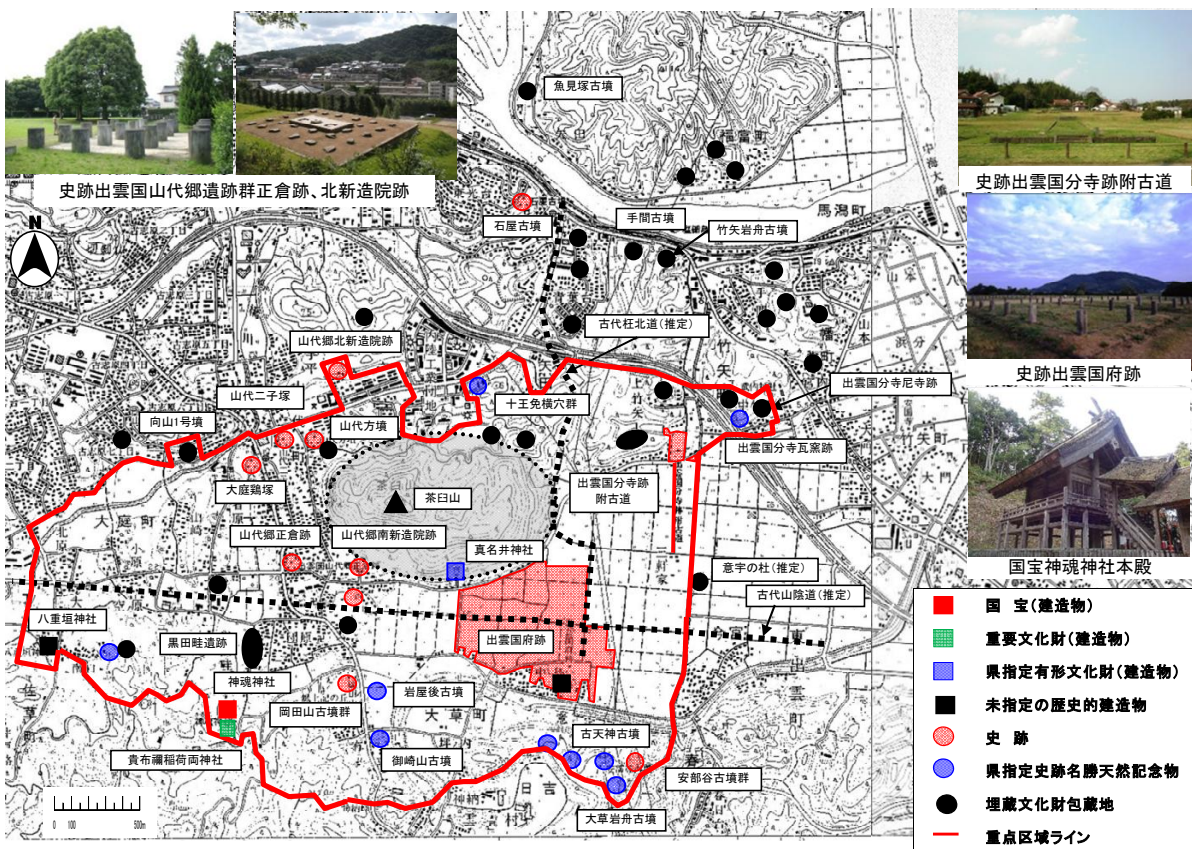
ア）国、県、市の指定文化財や古代遺跡、茶臼山を含む範囲。

イ）島根県教育委員会が策定した『八雲立つ風土記の丘整備基本計画』に掲げる「風土記の丘センターエリア」、「山代二子塚エリア」、「神魂・八重垣エリア」、「出雲国府エリア」、「出雲国分寺エリア」を包含する範囲。

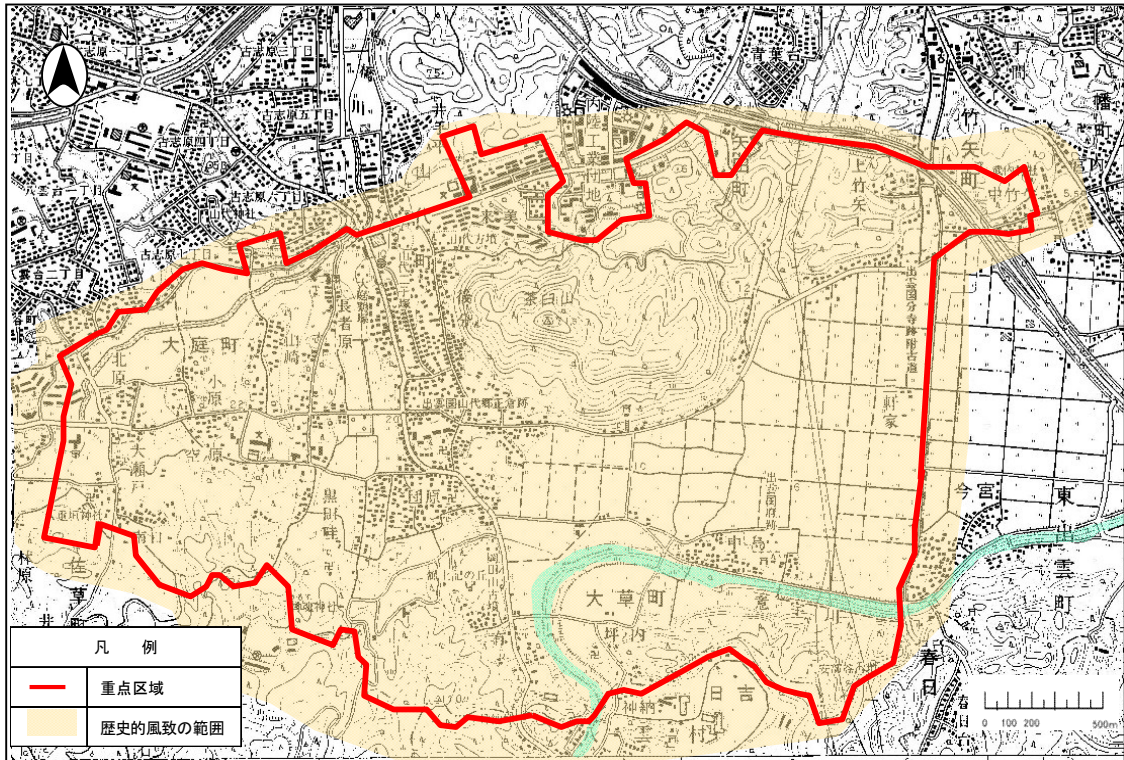
なお、重点区域の境界の設定は、範囲を明確にするために、道路、水路等の地形地物に拠ることを基本とするが、それらに拠れない場合は行政界、町界、山の稜線に拠って定める。



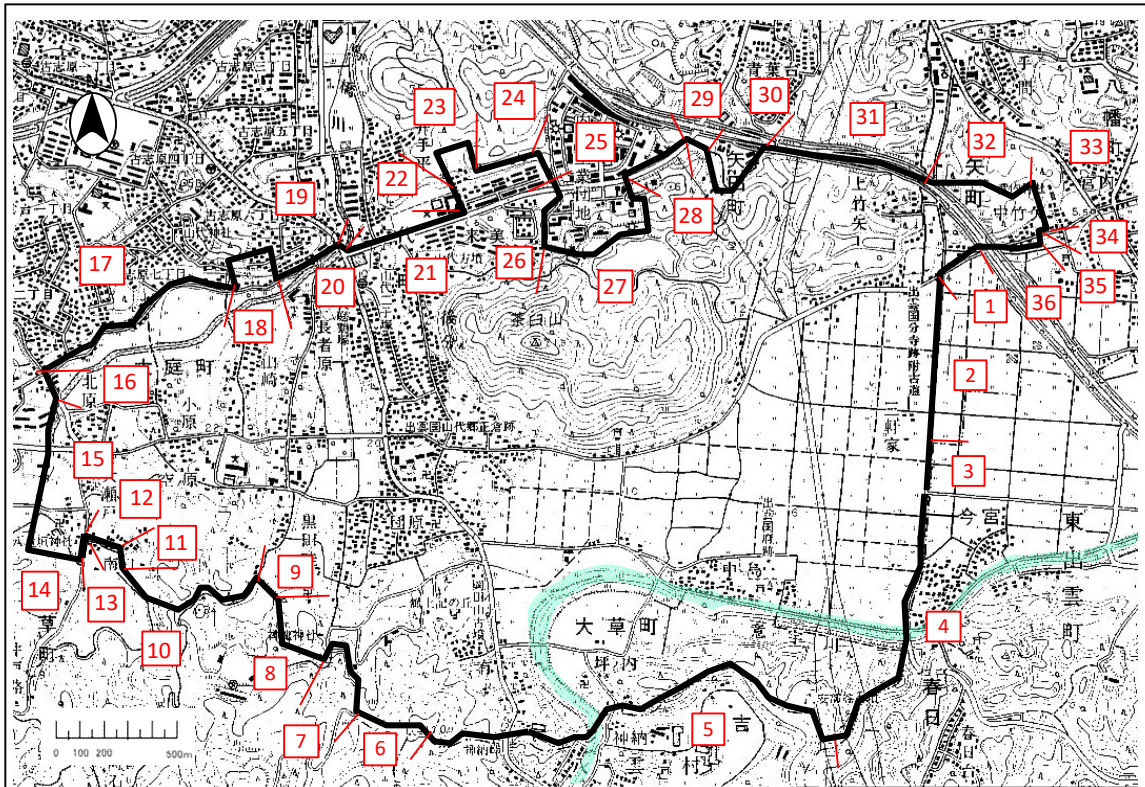
重点区域と風土記の丘整備計画



国府跡周辺エリア重点区域



歴史的風致の範囲と重点区域の位置



重点区域の境界

1	県道八重垣神社竹矢線	19	市道向山西口林原線
2	市道手間春日線	20	国道432号線
3	竹矢町と東出雲町との町界	21	市道矢田山代線
4	大草町と東出雲町との町界	22	市道中曾根来美線と市道中曾根来留美2号線
5	大草町と八雲町との町界	23	山代郷北新造院跡の史跡範囲を囲むライン
6	大草町、八雲町、大庭町の三方境と蝮谷池の堤を結ぶライン	24	市道来留美2号線
7	市道神魂神社空山高岡線	25	山代町と矢田町との町界
8	神魂神社後背の山の稜線と市道大石池線を結ぶライン	26	市道内陸工業団地7号線
9	市道大石池線	27	内陸工業団地の敷地のライン
10	市道大石池南口線	28	市道矢田山代線
11	市道南口1号線	29	市道堤題線
12	市道南口3号線	30	丘陵の裾のライン
13	県道八重垣神社八雲線	31	国道9号線（山陰道）
14	鏡の池の後背の山の稜線と馬橋川を結ぶライン	32	丘陵尾根筋のライン
15	馬橋川	33	竹矢町と八幡町との町界
16	県道八重垣神社線	34	県道八重垣神社竹矢線
17	市道向山西口林原線	35	市道中竹矢4号線
18	向山1号墳を囲むライン	36	市道中竹矢1号線

重点区域の境界の説明

（3）美保関エリア（107.5ha）

①重点区域の位置

美保関エリアは、海に面した小さな湾に美保神社を核とした伝統的なみなと町のまちなみが良好に保存され、歴史的建造物が残るまちなみのなかで伝統的な祭礼が今も受け継がれている。また、地蔵崎には海運で栄えた美保関を象徴する美保関灯台があるほか、美保神社の末社もあり、みなと文化に見られる風情は美保湾から地蔵崎にかけてのエリア一帯に広がっている。

このため、美保関エリアは美保湾から地蔵崎にかけての範囲を基本として設定する。

②重点区域の区域

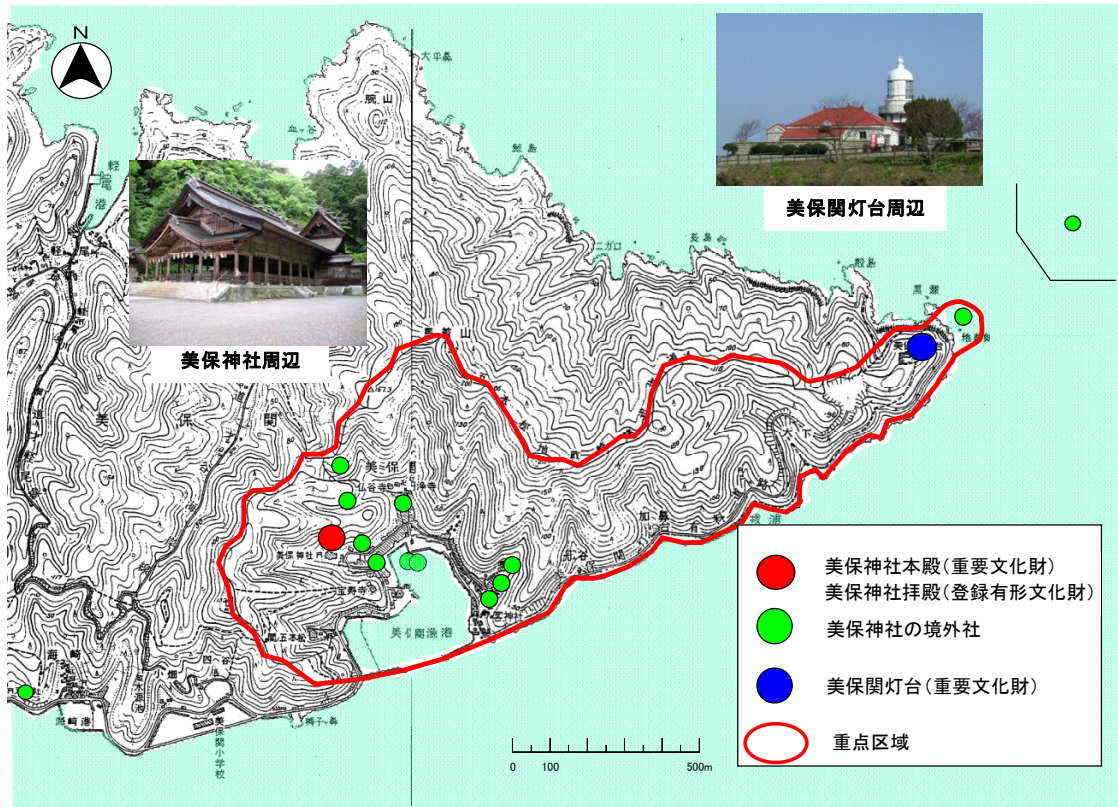
重点区域の区域は、美保神社及び末社、港町として発展した歴史を表す建造物を含む範囲とする。具体的には以下の区域に拠って重点区域を定める。

ア）国、県、市の指定文化財及び登録有形文化財など、歴史的風致を形成する歴史的建造物を含む範囲。

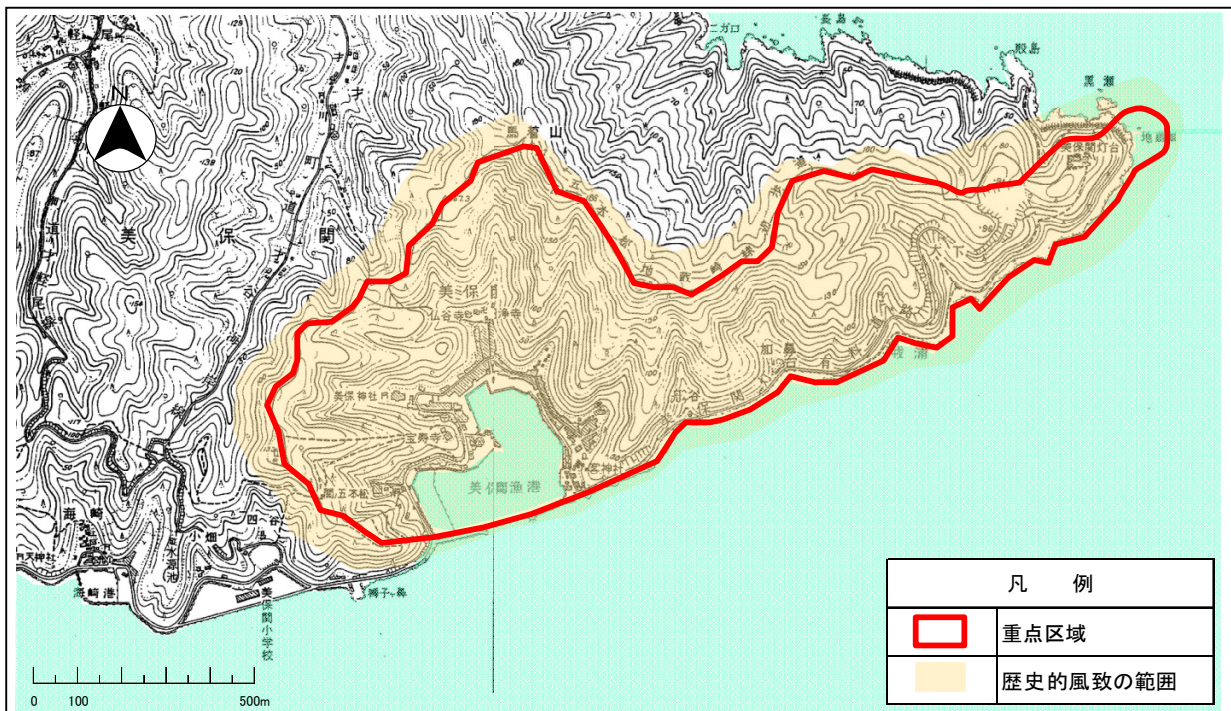
イ）美保神社を中心として港町のまちなみが残る地域を含む範囲。

ウ）美保神社の末社を含む範囲。ただし、沖の御前は含めない。

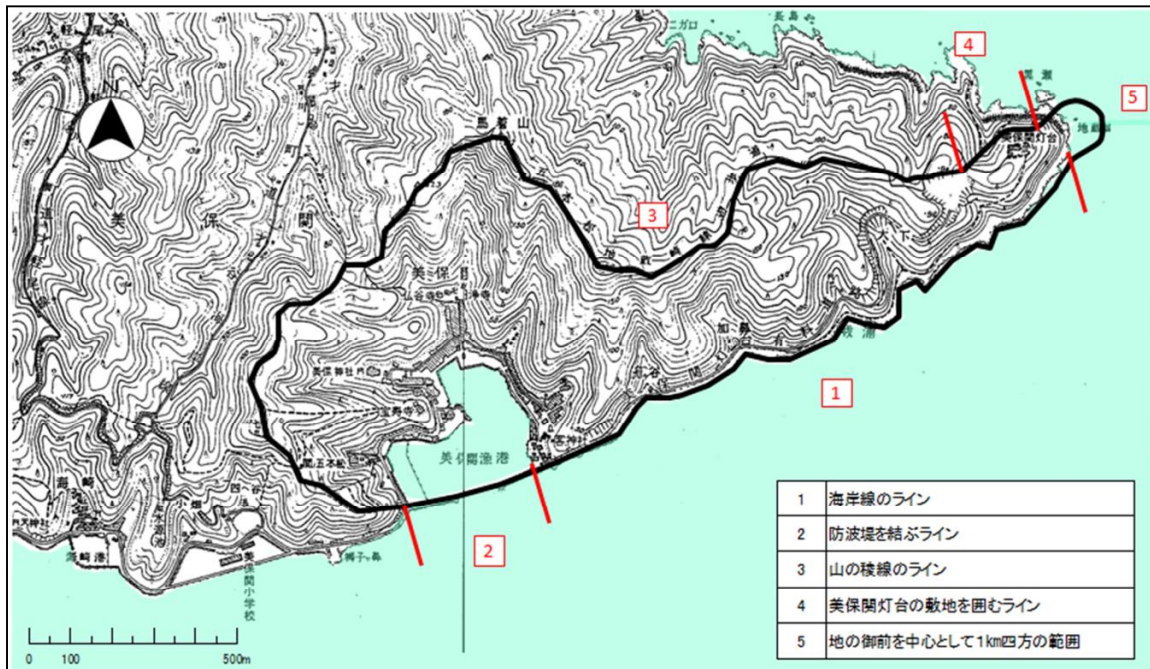
なお、重点区域の境界の設定は、範囲を明確にするために、道路、水路等の地形地物に拠ることを基本とするが、それらに拠れない場合は行政界、町界、山の稜線に拠るものとする。



美保関エリア重点区域



歴史的風致の範囲と重点区域の位置



重点区域の境界

（4）鹿島エリア（36.8ha）

①重点区域の位置

鹿島エリアは、神名火山に比定される朝日山の麓に佐太神社が立地し、佐陀神能が今も受け継がれている。また神目山では神在祭の神送りの神事が行われ、神職を先頭にした行列が神目山までの山路を進んで行く。

このため、鹿島エリアは佐太神社を中心として神目山を含む範囲を基本として設定する。

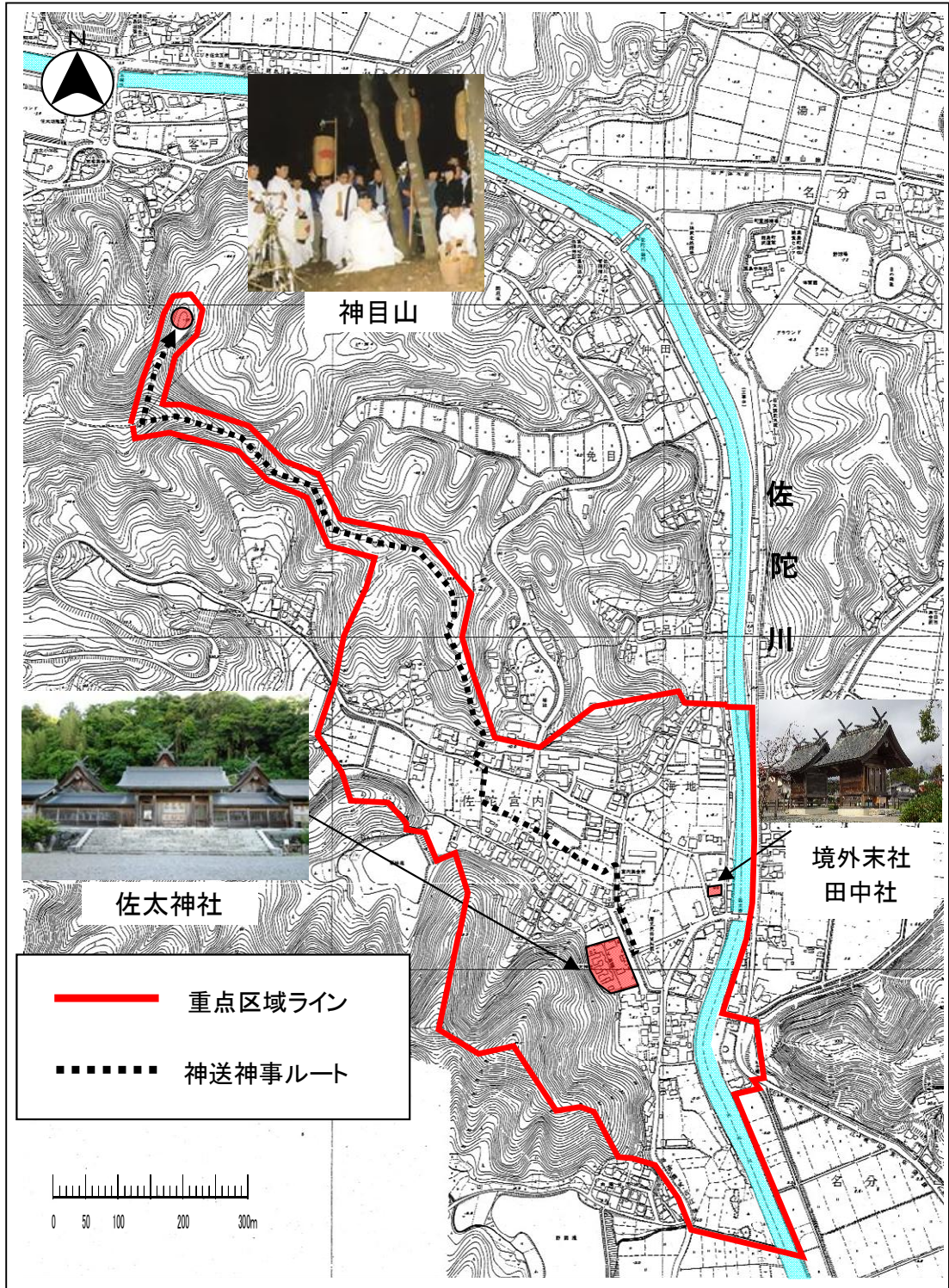
②重点区域の区域

重点区域の区域は、佐太神社を中心として神目山を含み、周辺の景観が保全される範囲とする。具体的には以下の区域に拠って重点区域を定める。

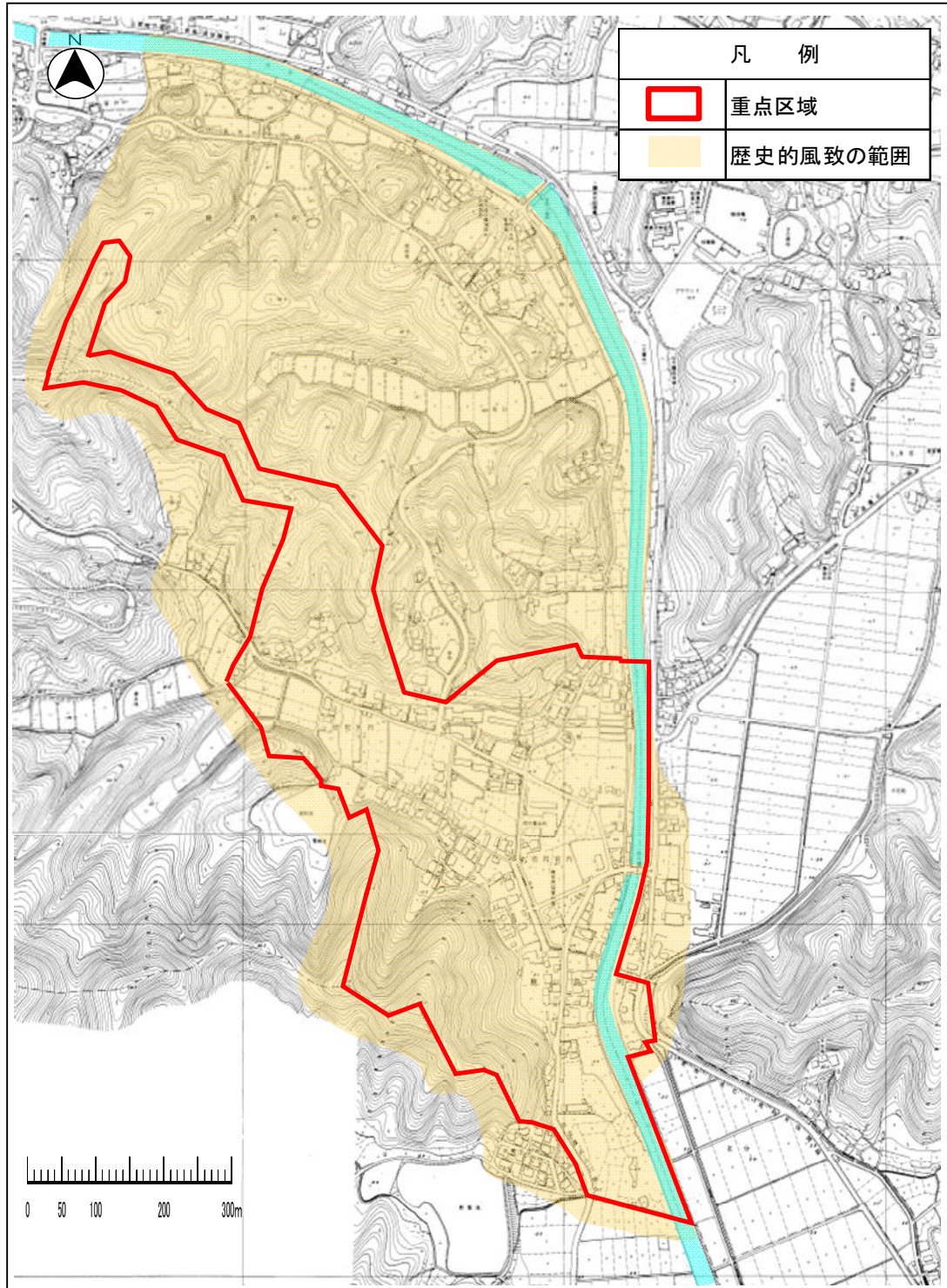
ア）御座替神事が行われる佐太神社境内、参道、境外末社を含む範囲。

イ）神在祭のときに、神送神事が行われる神目山の斎場及び行列が往来する道筋を含む範囲。

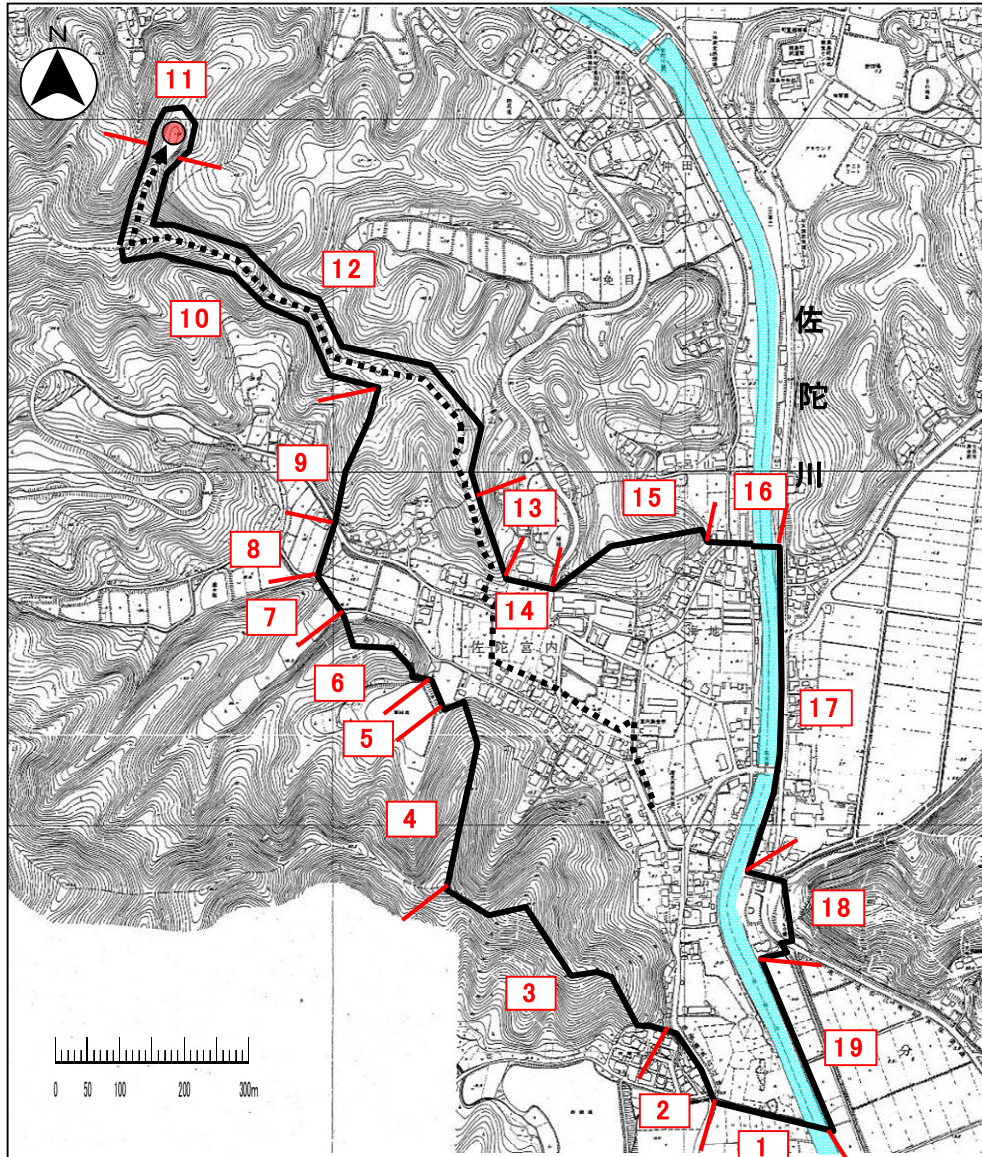
なお、重点区域の境界の設定は、範囲を明確にするために、道路、水路等の地形地物に拠ることを基本とするが、それらに拠れない場合は行政界、町界、山の稜線に拠るものとする。



鹿島エリア重点区域



歴史的風致の範囲と重点区域の位置



重点区域の境界

1	鹿島町と古志町との町界	13	丘陵の尾根筋ライン
2	県道講武古江線	14	丘陵の先端を結ぶライン
3	鹿島町と古志町との町界	15	丘陵の尾根筋ライン
4	丘陵の尾根筋ライン	16	丘陵先端から佐陀川を渡るライン
5	栗林池堤防の裾ライン	17	佐陀川
6	丘陵の尾根筋ライン	18	身澄池を囲むライン
7	市道市場線	19	佐陀川
8	市道堤田線		
9	丘陵の尾根筋ライン		
10	神送りの行列が歩く山道を中心として両幅 5m ずつの範囲		
11	神送神事が行われる斎場を中心として 10m の範囲		
12	神送りの行列が歩く山道を中心として両幅 5m ずつの範囲		

重点区域の境界の説明